

千葉市国民健康保険条例の一部改正（案）について

1 改正の趣旨

国民健康保険法の一部改正により退職者医療制度の経過措置が廃止されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

退職者医療制度に係る規定の削除等

3 施行期日

公布の日

<参考>

退職者医療制度の概要

- (1) 退職者医療制度とは、国民健康保険加入者の負担を抑え、適正な財政運営につなげるため、長年会社などに勤めて退職し、年金受給権者になった方とその被扶養者が対象となる制度。
- (2) 退職被保険者本人および被扶養者の給付費は、退職被保険者自ら支払う保険料と各被用者保険制度からの拠出金によって賄われる。
- (3) 制度は、平成20年度末で廃止となったが、平成27年3月31日以前に退職者医療制度の対象となった方は経過措置により、退職被保険者として扱いが継続されていた。

